

戦後ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建と「私立学校を設置する権利」

遠藤孝夫*

(2019年2月15日受理)

Takao ENDO

Reconstruction of Waldorf Schools in Germany after World War II and the “Right to establish private schools”

はじめに

ドイツの憲法である基本法（1949年）は、「私立学校を設置する権利」（第7条4項）を基本権の一つとして規定している。本稿は、この「私立学校を設置する権利」の制定経緯を、ナチズム体制崩壊直後のヴァルドルフ学校（シュタイナー学校）の再建という、新たな歴史的視点から考察しようとするものである。

ドイツでは、学校の組織編成から教育内容・方法に至るまで、公立学校の基準から「逸脱」することが、「私立学校の自由」（Privatschulfreiheit）として法的に保障されている¹⁾。国（州）の学習指導要領には一切従わず、教科書も使用しないという独自の教育実践を行うことで知られるヴァルドルフ学校は、ドイツ国内で200校を越すまでに増加しているが、こうしたヴァルドルフ学校の拡大も「私立学校の自由」の法的保障によって基礎づけられている。ドイツ連邦憲法裁判所として、「私立学校の自由」に関する最初の判断を示した1969年の判決によれば²⁾、「制度としての私立学校の保障」は、「国家による学校独占の拒否」を意味し、「人間の尊厳と宗教的・世界観的中立性を標榜した、自由で民主的な基本秩序の価値観に対応するものである。」として、私立学校に国家基準から「逸脱」する自由を法的に保障すること

が、自由で民主主義的な根本秩序の確立という憲法の価値規範に対応するものとの認識を示した。

一方、我が国には多数の私立学校があり、また私立学校の「自主性」と「公共性」を担保とした私立学校法（1949年制定）もある。しかし、我が国には、「私立学校の自由」の概念もその法的保障の仕組みも存在しない。まして、私立学校とその法制度が憲法の規範に対応するものである、との認識もない。この両国の差異は、単に私立学校の有り様の次元を超えて、両国の教育体制や教育の根幹にまで通底していることでもある。

ここで注目すべきことは、第2次世界大戦後の再出発時点では、ドイツでも「私立学校の自由」の理念もその制度も確立されていなかったという事実である。長年にわたりヴァルドルフ学校の権利獲得運動に従事してきたM.ライストは、私立学校の自由な活動の確保のために、「極めて多大な労力と忍耐と適応能力が費やされなければならなかった。」³⁾と指摘している。現代ドイツの「学校法学の始祖」とも称されるヘッケル（Hans Heckel）の出発点となった著作は、「私立学校の自由」の法的保障を根拠づけた『私立学校法』（1955年）⁴⁾であった。こうしたことを踏まえれば、次のように考えることができるだろう。つまり、今日のドイツにおける「私立学校の自由」とそれを

* 岩手大学教育学部

基礎づける私立学校法制は、戦後70数年に及ぶ私立学校とその関係者による持続的な権利獲得運動の展開とそれを後押しする学術的営為とによって、徐々に成立してきたものである、と。しかし、ドイツにおける私立学校の権利獲得を巡る長く厳しい歴史過程、より具体的にはヴァルドルフ学校をはじめとする私立学校とその関係者による権利と自由の獲得・拡大運動が、どのように展開され、こうした私立学校の権利獲得運動によって私立学校法制がどのように「肥沃化」してきたのかという重要な局面は、一部の法理論的側面からの先行研究⁵⁾を除けば、未開拓状態にある。

本稿は、上記の課題意識に基づき、ドイツにおける憲法の価値秩序に対応した私立学校法制の成立過程を、私立学校の中でも公立学校からの「逸脱」が最も顕著なヴァルドルフ学校の権利獲得を巡る運動、いわゆるヴァルドルフ学校運動(Waldorfschulbewegung)の側面から解明しようとする研究の一環に位置づくものである⁶⁾。より具体的には、本稿は、「私立学校の自由」の憲法上の根拠として極めて重要な規定、すなわち1949年の基本法における「私立学校を設置する権利」(第7条4項)の制定経緯を、ナチズム崩壊直後から開始されたヴァルドルフ学校運動との関連から照射することを目的とする。

1. ドイツ敗戦後のドイツ南西地区の占領統治体制

まず、戦後ドイツのヴァルドルフ学校の再建と基本法の制定経緯の関連を理解する上で必要な範囲に限定して、ドイツ敗戦後の占領統治体制、とりわけドイツ南西地区の占領区割と行政機構の設置状況について概観しておきたい⁷⁾。

1945年5月8日、ナチス・ドイツは米ソを中心とする連合軍に無条件降伏した。その後の連合軍による占領統治体制は、米ソの対立の激化(冷戦構造)の深刻化に伴い、1949年には米英仏の西側三か国統治区域にドイツ連邦共和国(首都はボン。西ドイツの正式な主権回復は1955年5月のパリ条約発効による)、ソ連統治区域にはドイツ民主共和国(首都はベルリン)がそれぞれ成立する

ことになる。

フランスを占領下に置いていたナチス・ドイツ軍は、1944年6月の米英軍のノルマンディー上陸作戦以降、次第にフランス占領地域からの退却を強いられていった。同年8月にはパリが解放され、同9月には米英軍に再建されたフランス軍も加わり、ドイツ本国への侵攻作戦が開始された。米英仏軍が制圧した地区では、それぞれの占領軍の命令により、ナチズム時代に迫害されていたドイツ人による暫定的な行政組織が設立されていった。1945年3月上旬にアメリカ軍が侵攻・制圧したライン川左岸の都市ケルンで、ヒトラーに市長職を罷免されたアデナウアー(Konrad Adenauer, 1876-1967年)が市長に任命された(1945年5月4日付け)ことは、その典型的な事例である。

1945年5月8日のドイツ降伏の後、ドイツ占領統治に係る最高決定機関として「管理理事会」が発足したものの、次第に顕在化してきた米ソの対立構造の激化に伴い、四か国の連合軍による共同占領政策は事実上、機能不全に陥った。結果として、米ソ英仏のそれぞれの占領地区毎の分割占領統治が常態化することとなった。しかも、ソ連が単独で占領統治したドイツの東部地区と異なり、米英仏3国の占領地区となったドイツ西部の場合、3か国間の確執や各地区の歴史的背景も複雑に絡んで、占領地区の区割りやその後のドイツ人による行政機構の再建過程も差異が見られた。大きく見れば、ドイツの北西地区はイギリス、中南地区はアメリカ、南西地区はフランスがそれぞれ占領統治した。しかし、管轄権がアメリカとイギリスの間で2度も変更になったブレーメンの場合のみならず、とりわけドイツ南西地区の場合は、アメリカとフランスの対立により、結果的には歴史的・地理的な背景を無視した形で、占領側も被占領側も決して望まない形で占領地の区割りが行われ、後述のヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州のように「偶然できた州」(Landes Zufalls)⁸⁾まで生み出すこととなった。

1945年2月のヤルタ会談では、フランスも独自の占領統治地区を持つことが確認されたものの、

「遅れてきた戦勝国」(verspätete Siegermacht)⁹⁾であるフランスの占領地区は、アメリカとの調整が難航を極めた。もともとドイツの南西地区には、ヴェルテンベルク州(1918年まではドイツ帝国の一部としてのヴェルテンベルク王国、州都はシュツットガルト)とバーデン州(1918年まではバーデン大公国、州都はフライブルク)が置かれていた(図1参照)。

このドイツ南西地区に、1945年4月上旬からアメリカ軍とフランス軍が侵攻を開始した。フランス軍はバーデン北部の都市カールスルーエに続き、4月22日には南西ドイツ最大の拠点都市シュツットガルトも制圧した。その直後からフランス軍はアメリカ軍との約束を無視する形で、シュツットガルトを拠点にヴェルテンベルク州全域の占領統治を目論んで、シュヴァルツ大将(General Jacques Schwartz)をトップとする軍政府を設置した。5月2日には、フランス軍政府により、ナチズムへの批判的姿勢を貫いていた弁護士クレット(Arnulf Klett, 1905-1974年)がシュツットガルト市長に任命された。

さらに、6月13日になるとフランス軍政府は、司法部や教育部といった9つの行政機構の各部長(役職名はLandesdirektor、つまり州部長であるが、事実上の州大臣)を任命した¹⁰⁾。この時、教育部長(事実上の文部大臣)に任命された人物が、後の基本法制定の中心人物の一人(「基本法の父」、社会民主党(SPD)の最高幹部としても重要な役割を果たしたカルロ・シュミット(Carlo Schmid, 1896-1979年)であった。同じく教育部副部長(事実上の文部次官)には、第一次世界大戦後の成人教育運動の指導者の一人で、ナチズム期にユダヤ人救済活動も行っていた企業家ロベルト・ボッシュの庇護を受けていたテオドア・ボイエレ(Theodor Bäuerle, 1882-1956)であった。教育部長に就任したシュミットは、フランス軍政府の承認の下で、ナチズム教育の掃除を含めた学校教育の再建を推進し、戦後ドイツ社会の精神的基盤と目された新旧両キリト教会の指導者(ヴルム監督、ロッテンベルク司教など)とも精力的に協

議を重ねていった¹¹⁾。

しかし、こうしたフランス軍政府によるシュツットガルトを拠点としたヴェルテンベルク全域の占領統治という思惑は、アメリカ軍側の反発を招くこととなった。アメリカ軍側はカールスルーエからシュツットガルトを經由してウルム、そしてドイツ南部地区の拠点都市ミュンヘンへと至る自動車道周辺の占領支配を主張したからである。この米仏二か国軍の対立・確執は、1945年6月末の時点になってアメリカ軍の主張が通る形で決着がつけられ、7月8日には、フランス軍がシュツットガルトから撤収し、代わりにアメリカ軍が進駐した。その後も、フランス軍政府は、ヴェルテンベルクの行政上の一体的運用を模索する動きを行ったが¹²⁾、バーデン州とヴェルテンベルク州を斜めに横切る形で、北部はアメリカ軍、南部はフランス軍にそれぞれ分割統治される体制が整備されていった。

すなわち、アメリカ軍政府は、1945年8月初旬にラインホルト・マイヤー(Reinhold Maier, 1889-1971年)に暫定的州首相への就任を打診するとともに、各省庁の大臣リストを提出するよう要請した。9月初旬には、南北のヴェルテンベルクの行政上の一体的運用の努力も破綻することとなり、ヴェルテンベルクの南北分断は決定的となった。そして、1945年9月19日、フランクフルトに拠点を置くアメリカ軍政府の最高司令官アイゼンハワーの指令により、正式に「ヴェルテンベルク・バーデン州」の設置が決定された。9月24日にはドイツ人による暫定的州政府(首相はラインホルト・マイヤー)が設置され、文部大臣には、基本法の制定過程で重要な役割を果たし、初代の旧西ドイツ大統領に就任することになるテオドア・ホイス(Theodor Heuss, 1884-1963、文相としての在職は1946年12月まで)が、また文部次官にはテオドア・ボイエレがそれぞれ任命された。

一方、ヴェルテンベルクの南部地区については、シュツットガルトから撤退したフランス軍政府によって、まず9月24日に行政機構を整備したのに続き、10月16日に「ヴェルテンベルク・ホー

エンツォレルン州」が設置された。その際、同時にドイツ人による州の政治機構として「州内務局」(Staatssekretariat、事実上の州政府)も設置された。州内務局のトップである内務局長(Vorsitzendar des Staatssekretariats、事実上の州首相)には、前述の通り6月13日にフランス軍政府の下でヴェルテンベルク地区の文部大臣に任命されていたカルロ・シュミットが新たに任命された(在職は1947年7月まで)。カルロ・シュミットは教育行政と司法行政を担当する部長(Landesdirektor、事実上の文部大臣と司法大臣)も兼務した(シュミットの事実上の文相としての在職は1946年11月まで)¹³⁾。

以上のようにして、ドイツ敗戦に伴い、南西ドイツ地区には、アメリカ軍占領地区としてのヴェルテンベルク・バーデン州(州都はシュツットガルト)、フランス軍占領地区としてのヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州(州都はテュービンゲン)と(南)バーデン州(州都はフライブルク)の3つの州が設置されることとなった(図2参照)。とりわけ本稿との関連で確認しておきたいことは、1949年の基本法の制定過程で決定的役割を果たしたカルロ・シュミットとテオドア・ホイスが、後述する通りヴァルドルフ学校のまさに再建時期に、シュツットガルトを中心とするドイツ南西地区における教育行政の責任者を務めていたという事実である。



図1 1945年5月以前の南西ドイツ¹⁴⁾



図2 1945年10月頃以降の南西ドイツ¹⁵⁾

2. 戦後ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建

(1) ナチズム期の弾圧と戦後の学校再建の全体的状況

1933年1月にヒトラーが権力の座に就き、ナチズム体制の強化と「強制的同質化」(Gleichschaltung)政策が実施される過程で、ルドルフ・シュタイナーの人智学思想とそれに基づく社会実践運動は、ナチズム原理に適合しないものとして抑圧・排除の対象となった。人智学協会は、1935年11月1日にゲシュタポ(秘密国家警察)により、解散と活動の禁止処分を受けた。同じく、ドイツ国内の8つのヴァルドルフ学校も、1933年5月にハノーファー校(1926年設立)がプロイセン文相ルストから「民族政治的な教育」に切り替えない以上、学校の存続を認めないと命令されたことを皮切りに、私立学校一般への抑圧措置とは別に、矢継ぎ早の弾圧を受けていった。結果的には、1936年4月にハンブルク・アルトナ校が自主閉鎖となって以降、1941年7月に強制閉鎖されたドレスデン校を最後として、ヴァルドルフ学校は8校全てが強制閉鎖ないし自主閉鎖を余儀なくされた¹⁶⁾。シュツットガルトのヴァルドルフ学校は、シュタイナーが直接創設にかかわった「母なる学校」(Mutterschule)であるが、1938年4月1日に強制閉鎖された。3月30日に行われた閉校式では、「学

表1 1945年以降のヴァルドルフ学校の再建状況

設立年	設立された都市 (その都市が属する州)	再開・新設の別	学校数の累計
1945年	<u>Engelberg</u> (WB)	新設	1
	Hamburg (Ha)	再開	2
	Hannover (NdS)	再開	3
	Marburg (He)	新設	4
	<u>Stuttgart</u> (WB)	再開	5
	<u>Tübingen</u> (WH)	新設	6
1946年	Freiburg (Bad)	新設	7
	Heidenheim (Bay)	新設	8
	Kassel (He)	再開	9
	Nürnberg (Bay)	新設	10
	Ottersberg (NdS)	新設	11
	<u>Reutlingen</u> (WH)	新設	12
	Wuppertal (NRW)	新設	13
1947年	Krefeld (NRW)	新設	14
	München (Bay)	新設	15
	Schloss Hamborn (NRW)	新設	16
	Ulm (Bay)	新設	17
1948年	Benefeld (NdS)	新設	18
	<u>Stuttgart/Kräherwald</u> (WB)	新設	19
1949年	Berlin	再開	20
	Bremen (Br)	新設	21
	<u>Pforzheim</u> (WB)	新設	22

(補足説明)

①基本的なデータは次の文献を参照した。

Stefan Leber, Die Waldorfschule im gesellschaftlichen Umfeld, 1981, S.16.

②ドイツ南西地区の3州(1952年にBaden-Württemberg州に統合)に再建された都市に下線を付してある。

③州名は次のような略記号で記載した。

Bad=(Süd)Baden, Bay=Bayern, Bl=Berlin, Br=Bremen, Ha=Hamburg, He=Hessen, NdS=Niedersachsen, NRW=Nordrhein-Westfalen, RPF=Rheinland-Pfalz, SH=Schleswig-Holstein, WB=Württemberg-Baden, WH=Württemberg-Hohenzollern

校はいつの日か(遍歴の旅から)戻ってくるだろう」という隠喩的言葉に託して、ナチズム崩壊後の学校再開という希望が語られた¹⁷⁾。

シュタイナーの社会実践運動(特にバイオ・ダイナミック農法)に一定の関心があったことが指摘されるナチ党副総統ルドルフ・ヘス(Rudolf Hess, 1894-1987年)が、1941年5月にイギリスへの単独飛行という謎の行動を起こして失脚すると、同年6月9日以降、ヒムラー(Heinrich Himmler, 1900-1945年)の命令により、ゲシュタポが一斉に神秘主義組織を摘発した。この摘発により、シュタイナーの社会実践運動(人智学運動)の「キリスト者共同体」と「バイオ・ダイナミック農法」の関係者が次々と逮捕・拘禁された。キリスト者共同体は1941年7月25日付で解散と活動

禁止の命令を受けた。この時、逮捕・拘禁された人物の中には、ドイツにおけるキリスト者共同体運動の指導者となっていたエミール・ボック(Emil Bock, 1895-1959)も含まれていた。また同様に、既に閉鎖となっていたヴァルドルフ学校の教師の一部が、ゲシュタポにより逮捕・拘禁されている¹⁸⁾。

以上のようなナチ独裁体制による苦渋を強いられていたシュタイナー社会実践運動の関係者にとって、ナチズム体制の崩壊は、まさに自らの意志に基づく活動を行う自由の回復を意味した。瓦礫の山と化したドイツ各地の街中では、「今や、ヴァルドルフ学校を再び開く機会が付与された¹⁹⁾」との解放感と使命感に満ちた人々が、ヴァルドルフ学校の再建に向けた運動を展開していった。ドイ

ツ敗戦後に再建（閉鎖されていた学校の再開の場合と新設の場合がある）されたヴァルドルフ学校を1949年まで集計したものが、表1である。

この表からも明らかなように、敗戦の年1945年の時点で早くも6校のヴァルドルフ学校が再建され、一般の公立学校と同じく9月から10月にかけて授業を開始している。この6校のヴァルドルフ学校のうち、3校（ハノーファー校、ハンブルク校、シュツットガルト校）はナチズム期に閉鎖された学校を再開したものであったが、残りの3校（エンゲルベルク校、マールブルク校、テュービンゲン校）は新設であった。旧西ドイツ（ドイツ連邦共和国）が成立した1949年の時点では、合わせて22校のヴァルドルフ学校が設立されていたが、このうちドイツ南西地区の3州には7校、つまりこの時点での旧西ドイツにおけるヴァルドルフ学校数の約1/3という高い比率を占めていた。

では、ドイツ敗戦直後の混乱と荒廃の時期に、ヴァルドルフ学校はどのような経緯で再建（再開、新設）されていったのだろうか。ドイツ敗戦直後のヴァルドルフ学校の再建を推進した人々は、ヴァルドルフ学校の元教師や元生徒、キリスト者共同体の聖職者、人智学協会のメンバーが中心となっていた²⁰。1945年に新設されたテュービンゲン校の設置経緯については、次節でやや詳しく検討することとして、ここでは、シュツットガルト校の再開に至った経緯について、ごく簡単に確認しておきたい。

シュツットガルト校（Freie Waldorfschule Uhlandshöhe in Stuttgart）は、1919年9月に最初のヴァルドルフ学校として創設され、いわゆる「母なる学校」（Mutterschule）として、ヴァルドルフ学校運動の一大拠点となってきた学校である。前述の通り、同校はナチ当局の命令により、1938年4月1日付で強制閉鎖されていたが、1945年10月8日に再開された。10月8日の時点では1学年から8学年までの8クラス（教員数は17名、生徒数は314人）での再開であった。同年11月には9～12学年も再開され、授業も開始された²¹。再確認になるが、1945年4月以降、シュツットガルトは

フランス軍政府による占領統治下に入り、6月13日にはドイツ人の行政機構が設置され、カルロ・シュミットが教育部長（事実上の文部大臣）に就任した。しかし、7月8日には占領管轄権がフランス軍からアメリカ軍に移行し、9月19日になってシュツットガルトを州都とするヴェルテンベルク・バーデン州が設立された。この9月19日から臨時州政府の文部大臣に就任した人物がテオドア・ホイスであった。

1945年4月、シュツットガルトを連合国軍（フランス軍）が制圧した直後から、シュツットガルトに残っていたヴァルドルフ学校の元教師たちが、ヴァルドルフ教育に関する青少年向けの講演会を実施した²²。また元生徒やその父母たちの手で、空襲で破壊された校舎の修復活動も行われ、学校再開の準備が進められた。学校を再開するために必要な学校設置の「認可」（Genehmigung）については、一次資料が見つからないことから詳細は不明であるが、「1945年夏」にアメリカ軍政府から設置認可が付与されたとされている²³。学校設置の認可を取り付けるため、アメリカ軍政府のみならず、ドイツ人行政機構（教育部長のカルロ・シュミットおよびホイス文相）に対しても働きかけを行ったであろうことは推定されが、まだ資料的に確認はできない。ただ、ゲッテによれば、シュツットガルト校の設置認可には、エミール・ボックと数名の元生徒が、アメリカ軍政府将校と面会したこと、そしてその面会の際にアメリカ人将校が「好印象」を受けたという事実があった²⁴、という。上述の通り、エミール・ボックはキリスト者共同体運動の指導的人物（聖職者）であり、1941年にゲシュタポにより逮捕・拘禁され、釈放後もドイツ敗戦までゲシュタポの「保護観察」、つまり監視下に置かれていた。これ以上の詳細な経緯は不明ではあるものの、ナチズム体制による迫害を受けてもなおも信念を貫徹するエミール・ボックの真摯な姿勢や、ナチ当局から閉鎖された学校の元生徒たちによる学校再開への熱望が、アメリカ人将校に「好印象」を抱かせたことは間違いのないことだろう。

(2) テュービンゲン校の設置に至る経緯とドイツ人政治指導者の関与

1945年10月に新設されたテュービンゲン校(Tübinger Freie Waldorfschule)は、ヴァルドルフ学校の元教師が学校開設を主導した典型的事例であり、またこの学校の設置認可に、基本法第7条の「私立学校を設置する権利」規定の制定過程を主導したドイツ人政治指導者の関与が確認される事例としても注目される。

テュービンゲン校の設置に尽力し、同校の「創設者」(Begünderin)と位置づけられる人物はヒルデガルト・ゲルベルト(Hildegard Gerbert, 1908-1983年)である²⁵⁾。この女性は、ミュンヘンで生まれ、姉の影響から既に10代からシュタイナーの人智学思想に傾倒していた。テュービンゲン大学で学び、スイスでの個人教授を経験し、哲学博士号を1928年に取得した後に、1930年からハノーファーのヴァルドルフ学校(1926年設置)の教師として赴任した。彼女は、ハノーファー校がナチ当局からの数々の弾圧を受け、最終的には1937年7月に自主閉鎖するまでの約8年間、クラス担任およびフランス語担当教師を務めていた。その後、ベルリンでの生活を経て、戦争末期の1945年2月からテュービンゲンの知人宅に寄寓することになり、3月には寄寓先の子どもや親戚の子どもたちへの教育活動を開始した。4月19日以降、テュービンゲンはフランス軍の占領統治に置かれたことから、彼女は子どもたちへの教育活動の一方で、フランス軍政府とドイツ側との通訳としての役割も果たしていった。彼女が教える子どもの数も徐々に増えたことから、本格的にヴァルドルフ学校の設置に向けた準備、とりわけ設置認可を得るためにフランス軍政府とドイツ側の行政機構とも協議を重ねた。ヒルデガルト・ゲルベルトの手記²⁶⁾によれば、5月頃、ヴァルドルフ教育の催しを見学に来たフランス軍政府の司令官が、ゲルベルトに次のように語ったという。「私はルドルフ・シュタイナーのことは知らないが、あなたがシュタイナーの教育学について語ってくれたことは真実であると信用します。」その上で、こ

の司令官はゲルベルトがヴァルドルフ教育に基づく活動を続けることを許可した、とされる。

テュービンゲンにおける公立学校が10月8日に再開されることになったことから、新設されるテュービンゲン校も同じく授業を開始することを目標に、それ以前に当局からの設置認可が必要となった。ヒルデガルト・ゲルベルトは設置認可を得るために、10月3日にシュツットガルトのテオドア・ホイス文部大臣を訪問している。両者を仲介したのは、彼女が寄寓していた企業家でホイスの知人でもあるフリッツ・シュヴァイクハルト(Fritz Schweickhard)であった。上述の通り、ホイスがアメリカ占領地区のヴェルテンベルク・バーデン州臨時政府の文部大臣に就任したのは9月19日であり、テュービンゲンを州都とするフランス占領地区のヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州とその臨時政府の設置は10月16日であった。つまり、10月上旬の時期は、まだテュービンゲンの教育行政を管轄する当局が明確ではなかったことから、ゲルベルトはテュービンゲン校の設置認可をホイス文部大臣に依頼することになったものと推定される。10月3日の時点でホイス文部大臣からテュービンゲン校の設置を暫定的に認可する旨の文書が出された、とされる。このホイス文相による設置認可文書は現在のところ確認することはできないが、テュービンゲン校はホイス文部大臣による暫定的設置認可を法的根拠として開校することができた。10月8日の開校日には、5クラス110名の生徒への授業が開始されている。

10月8日に設置され、授業も開始したテュービンゲン校に対して、今度はフランス占領地区・ヴェルテンベルク軍政府・テュービンゲン地区司令官から、10月16日付で「ヴァルドルフ学校の再開の件」(Objet: Réouverture de la Waldorfschule)と題する文書²⁷⁾が発行されている。この文書は、テュービンゲンを管轄するフランス軍政府の立場から、ヒルデガルト・ゲルベルトに対して、テュービンゲンにおけるヴァルドルフ学校の設置を正式に承認したものである。さらにその約1か月後の1945年11月19日には、フランス占領地区ヴェルテンベ

ルク・ホーエンツォレルン州政務局（教育部長）から、ヒルデガルト・ゲルベルトに対して、「テュービンゲンにおける自由ヴァルドルフ学校の設置認可の件」（Betr.: Genehmigung zur Eröffnung einer Freien Waldorfschule in Tübingen）²⁸⁾と題する文書が発出されている。この11月19日付の文書には、同州の政務局長（事実上の首相）であり教育部長（事実上の文相）も兼務するカルロ・シュミットの署名が記されていた。

以上のように、ナチズム崩壊後の混乱の最中にいち早く再建されたヴァルドルフ学校の一つであるテュービンゲン校は、元ヴァルドルフ学校の教師ヒルデガルト・ゲルベルトの主導的役割により設置されたものであった。しかも、特筆すべきことは、アメリカ軍とフランス軍の占領地区割りをめぐる確執とドイツ人による行政機構の複雑な整備状況を背景として、結果としてテオドア・ホイストとカルロ・シュミットという二人の文部大臣から設置認可を受けることになったという事実である。ホイストとシュミットが文部大臣として設置認可したヴァルドルフ学校については、今後資料的な裏付け作業が残されているものの、表1を参照すれば、ホイストの場合はテュービンゲン校に加えて、1945年と46年に再建されたシュツットガルト校とエンゲベルク校の3校、同じくシュミットの場合はテュービンゲン校とロイトリンゲン校の2校が該当する。

こうしたドイツ敗戦直後の南西ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建とドイツ政治家の関与という事実が持つ決定的な重要性は、基本法、特にその第7条4項の「私立学校を設置する権利」の成立過程を検討することにより明らかになる。しかし、その分析に入る前提として、基本法の制定に先立って、「私立学校を設置する権利」の必要性がヴァルドルフ学校運動によって力強く主張していた事実についても確認しておきたい。

（3）自由ヴァルドルフ学校連盟による「私立学校の自由」の表明

上述の通り、1945年5月のナチス・ドイツの崩

壊直後から、ドイツ各地でヴァルドルフ学校が再建されていった。再開ないし新設の形で、1945年には6校、1946年には7校のヴァルドルフ学校が再建された。こうして再建されたドイツ国内のヴァルドルフ学校間の連携・協働の機関として、1946年秋に「自由ヴァルドルフ学校連盟」（Bund der Freien Waldorfschulen、本部はシュツットガルト）が結成され、同連盟の代表には「母なる学校」シュツットガルト校の教師、エーリヒ・シュヴェブシュ（Erich Schwesb, 1889-1953年）が就任した。シュヴェブシュは、1922年から1938年まではシュツットガルト校の教師、1938年から1941年まではドレスデン校の教師を務め、1945年10月に再開されたシュツットガルト校で再び教師となっていた人物である。この経歴からも明らかのように、シュヴェブシュは、ルドルフ・シュタイナーから直接指導を受けた数少ない生き残りの一人で、ナチ当局によるヴァルドルフ学校の強制閉鎖を二度まで経験した人物であり、1919年以降のヴァルドルフ学校運動の体現者であった。

シュヴェブシュは自由ヴァルドルフ学校連盟の代表に就任して2年後、1948年に同連盟の機関誌として再刊された『教育芸術』（Erziehungskunst、1938年から休刊となっていた）の第1号と第3号に相次いで論説を発表している。すなわち、「教育改革とヴァルドルフ学校」（1948年第1号）²⁹⁾と「教育改革と自由学校」（1948年第3号）³⁰⁾である。このシュヴェブシュの論説は、ヴァルドルフ学校を含む私立学校の教育制度全体における必要性和、私立学校の独自性を発揮するための「生活空間」の制度的保障の重要性を論述したものである。つまり、シュヴェブシュは、「私立学校を設置する権利」の規定を含む基本法が制定される1年以上前の時点で、「私立学校を設置する権利」とそれを基盤とする「私立学校の自由」（Freiheit der Privatschule）の理念を先行的に表明していたことになる。その主な内容を3点に摘記して以下にまとめてみよう。

まず、シュヴェブシュは、連合国による占領下で進められている教育改革は、「教育の本質から

生じる現実的な理念が欠落している」ために、失敗することになるだろう、と批判する。彼によれば、真の学校教育の根底には「人間認識」の理念、すなわち「常に質的変容を行う子どもの本性」が据えられていなければならない、真の教育改革には、この「人間認識」を「全体から細分に至るまで、実践的に最後まで貫徹させること」が欠かせないからである³¹⁾。

第二に、シュヴェブシュによれば、「教育の歴史において、決定的な刺激 (Impuls) は常に私的な自主性から生じてきた」のであり、ヴァルドルフ学校を含めた私立学校 (自由学校) は、国家の官僚機構に従属している公立学校を外部から「刺激」して改善していくという重要な役割を果たす「公益的制度」(die gemeinnützige Institution) である³²⁾。

そして第三に、シュヴェブシュは、後の基本法における「私立学校を設置する権利」とそれを基盤とする私立学校の自由の法的保障という考え方に直結する重要な指摘を行っていた。すなわち、シュヴェブシュによれば、ヴァルドルフ学校を含む私立学校が以上のような意味で、教育制度全体に「刺激」を与え、改善するという「公益的制度」として機能するためには、「教育領域において自主性が阻止されないために必要な生活空間 (Lebensraum) が付与されなければならない³³⁾」という。この私立学校 (自由学校) が自主性を発揮して、「公益的制度」として機能するために保障されるべき「生活空間」には、私立学校とその維持団体への公費助成や「独自の教員養成と自由な教員選択の権利」まで含まれていた。こうした私立学校の自由の法的保障は、基本法で規定された「私立学校を設置する権利」の具体化の過程で、徐々に勝ち取られていくものとなる。

3. 基本法の制定と「私立学校を設置する権利」

(1) 基本法の制定過程

基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) は、1949年5月8日に制定され、同年5月23日公布、翌24日から施行された。名称は

「基本法」であるが、今日に至るまでドイツ連邦共和国の最高法規 = 憲法としての位置と効力を有している。教育・学校及び文化に関する事項は基本的に州 (Land) の権限であることから (いわゆる州の「文化高権」、基本法第30条及び第70条以下を根拠)、基本法には、教育・学校に関する規定は第7条のみとなっている。

しかし、その後のドイツにおける私立学校法制の展開にとって、基本法第7条は画期的意義を有している。それは、基本法第7条4項で、「私立学校を設置する権利は保障される。」として、「私立学校を設置する権利」がドイツの憲法・学校法制史上初めて明記されたことによる。この「私立学校を設置する権利」は、「直接に適用される法として、立法、行政および裁判を拘束する」(基本法第1条3項)と位置づけられた「基本権」(Grundrecht)の一つとして規定された点でも重要である³⁴⁾。では、「私立学校を設置する権利」という基本権条項は、如何なる経緯と議論を経て基本法に盛り込まれたものだろうか。まずは、基本法の制定過程と教育条項 (第7条) の成文過程を概観しておきたい³⁵⁾。

基本法は、1948年9月1日に招集された「議会評議会」(Parlamentarischer Rat、議長はコンラート・アデナウアー)において審議された。西側占領地区に置かれていた11の州議会から選出された65名の議員で構成された議会評議会には、「中央委員会」(Hauptausschuss)に加え、「総則委員会」(Ausschuss für Grundsatzfragen)をはじめとする7つの常設の専門委員会が設置されていた。21人の委員で構成される中央委員会は、各専門委員会で審議した条文案を最終調整して、総会 (Plenum) に提出する権限を有するという極めて重要な位置づけとなっていた。この中央委員会の委員長には、ヴェテンベルク・ホーエンツォレルン州から選出されたカルロ・シュミットが就任し、また委員の中には1949年5月のドイツ連邦共和国の発足にあたり初代の連邦首相に就任するコンラート・アデナウアー (ノルトライン・ヴェストファーレン州選出)、同じく初代大統領に就任するテオドア・

ホイス（ヴェルテンベルク・バーデン州選出）も含まれていた。上述の通り、ドイツ敗戦直後の南西ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建に、文部大臣として少なからず関与していたホイスとシュミットの二人がそろって、基本法の審議過程で最も重要な位置づけの中央委員会で活躍していたことになる。

議会評議会における議論の叩き台として起草された憲法草案がある。いわゆる「キムゼー草案」（Chiemsee-Entwurf）である。「キムゼー草案」はミュンヘン近郊のキムゼー湖に浮かぶヘレン島で1948年8月10日から23日まで、憲法草案の起草を委嘱された11名の政治家や憲法学者によって起草されたものであり、その11名の一人としてカロロ・シュミットも含まれていた。ワイマール憲法（1919年）には、第142条から149条に至るまで詳細な教育・学校制度に関する条項が含まれていたが、「キムゼー草案」の場合は、いわゆる「文化高権」が前提とされていたことから、州の権限である教育・学校制度に関しての規定は含まれていなかった。

既に第2回総会（1948年9月8日）において、キリスト教民主同盟（CDU）の議員から子どもの宗教教育を決定する親権を「不可欠の自然権」であるとの主張はあったが、議会評議会における審議過程で、教育・学校条項をめぐる議論が本格的に展開されるのは、1948年11月下旬以降のことである。その契機は、1948年11月23日開催の第24回総則委員会に、アドルフ・ジュスターヘン（ラインラント・プファルツ州選出、キリスト教民主同盟（CDU）を代表者として提出された動議であり、婚姻と家族の保護の条項との関連から、「親権と教育」に関する条項を基本法に盛り込むべきことを要求したことであった³⁶）。以後、総則委員会と中央委員会を主要な舞台として、後に基本法第7条として成文化されることになる教育・学校制度に関する条文をめぐる議論が本格化していった。このうち、婚姻と家族の保護の条文は、12月7日開催の第21回中央委員会において、基本法に盛り込むことが決議され、最終的に基本法第6

条となった³⁷。これに対して、親権と教育に関する条項に関しては、学校の宗教的・世界観的性格を決定する親権と宗教教育を学校の正規教科として義務づける規定を盛り込むべきことを主張する立場（主としてキリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟（CSU）の議員）と、宗教的寛容の立場からそれに反対する立場（主として社会民主党（SPD）、共産党（DKP）の議員）の間の意見対立があり、審議は難航した³⁸。

こうした対立状態が開開される契機となったのは、1949年1月11日開催の第32回総則委員会で、自由民主党（FDP）のテオドア・ホイスから提出された動議³⁹であった。ホイスによる動議は、一方ではCDU等からの要求に応じて、宗教教育を学校の正規教科と位置づけるとともに、他方では宗教教育が「国家の監督権限を害することなく」行われるべきことを規定することで、宗教団体による学校教育への関与の増大を懸念するSPD等の要求にも配慮するものであった。この動議を受けて1月18日に開催された第43回中央委員会では、ホイスは、国家の学校監督権を基本法で規定することを求める自らの動議が、学校の「国家独占」（Saatsmonopol）を導くことを防止するために、「私立学校を設置する権利」も基本法で規定すべきであるという、注目すべき提案を行った⁴⁰。このホイスの動議と提案は若干の文言の修正は受けつつも、賛成多数で採択され最終的な第7条として成文化されていった。最終的に成文化された第7条は、1項で国家の学校監督権、2項で子どもを宗教教育に参加させることを決定する親権、3項で公立学校の正規教科としての宗教教育の位置づけを規定し、さらに4項から6項目では私立学校を設置する権利を始めとする私立学校の関連条項を規定する構成となった。

（2）「私立学校を設置する権利」をめぐる議会評議会における論議

以上が第7条全体の成立過程であるが、ここで改めて、「私立学校を設置する権利」や私立学校の位置づけに関連した議会評議会における議論に

ついて、特にホイスの発言内容に注目しつつ検討してみたい。

まず、議会評議会において私立学校に関する発言が初めて登場したのは、第29回総則委員会(1948年12月4日)において、上述した「親権と教育」に関するジュスターヘン等の動議に関連した討議がなされた時だった。ここでキリスト教民主同盟(CDU)のヴェーバー議員(Helmut Weber)が、学校の宗教的・世界観的性格を決定する親権は自然権であることを主張するとともに、「公立学校と並んで私立学校を促進することも、親の権利である。」⁴¹⁾と述べた。その後に発言したホイスは、学校の宗教的性格を決定する親権を認めるべきとの主張に対して、宗教的少数派の学校を設立する必要に迫られた財政的に弱い自治体を苦しめることになることから、反対の立場を表明した後で、私立学校に関連して次のような注目すべき発言を行った。

「私立学校は特別な事柄である。私は私たちの地域において(引用者注:具体的はホイスが文部大臣を務めていたヴェルテンベルク・バーデン州を意味する)、私立学校が可能となるように尽力してきた。私は(学校の)国家独占(Staatsmonopol)という立場にはない。私自身はルドルフ・シュタイナーとは全く関係はないが、私たちは、いくつかのヴァルドルフ学校の設置を認可してきた。何故なら、ヴァルドルフ学校においては、公立学校にとっても重要なものとなりえる、興味深い実験が行われているからである。」⁴²⁾

ホイスは、このように述べて、国家による学校独占を否定する立場を明言するとともに、ヴェルテンベルク・バーデン州の文部大臣として、特にヴァルドルフ学校の設置認可に関わった事実に言及している。とりわけ重要なことは、私立学校の中でも教育内容・方法の点で公立学校と大きく異なるヴァルドルフ学校での「興味深い実験」が、公立学校にとっても「重要なものとなりえる」と

の認識から、私立学校の存在の意義づけを行ったことであった。

同様の主張を、ホイスは12月7日の第21回中央委員会においても行っている。すなわち、「私はヴェルテンベルク・バーデン州の文部大臣として、私立学校のために尽力してきた。何故なら、私立学校がその実験的性格によって、国家の側(公立学校)に備わる硬直化という危険性に対抗してくれる場合には、そのことが国家にとっても良いことであると知っているからである。」⁴³⁾と述べて、ここでもホイスは、国家による学校独占を否定し、公立学校の「硬直化」防止する機能を果たすという観点から私立学校の重要性を主張した。このホイスに続けて発言したドイツ党(後にCDUに合流した)のゼーボーム議員(Hans-Christoph Seebohm)は、「文化生活における自由」(Freiheit im kulturellen Leben)の原則が「民主的な基本権の一つとして」、基本法に盛り込まれる必要があり、私立学校は「教育的発展の刺激者および恒常的促進者」(Anreger und ständiger Förderer der pädagogischen Entwicklung)であるとの認識から、私立学校の「生存可能性」(Lebensmöglichkeit)を保障すべきである、と主張した⁴⁴⁾。このゼーボームの私立学校の機能や意義づけに関する主張は、ホイスとはほぼ重なるものであり、後にホイスが「私立学校を設置する権利」を提案する際の背景の一つとしても特筆しておきたい。但し、ゼーボームが私立学校の「生存可能性」を保障する観点から、私立学校に対する公費助成の条項も基本法に盛り込むべきことを主張したのに対し、ホイスは私立学校に公費助成請求権を付与することは、私立学校の自律性が損なわれることへの警戒から、「完全に不可能なこと」⁴⁵⁾であるとの立場を表明した。このため、1948年12月の時点では、私立学校に関する条項を基本法に盛り込むことについて、多数の賛同を得るには至らなかった。

事態が動いたのは、1949年1月18日開催の第43回中央委員会での議論においてであった。上述の通り、ホイスは1月11日付の動議で、学校の正規教科として宗教教育を規定する際に、宗教団体が

学校教育に過度に関与することになる懸念から、「宗教教育は、国家の監督権を害さない限りで、宗教団体の原則と教義に従って行われる。」として、国家の監督権を規定に盛り込むことを主張した。しかし、ホイスには国家の監督権が一人歩きすることへの懸念もあった。そこで、ホイスは、1月18日の中央委員会に向けて、次のような規定を追加することを求める動議を提出した。「私立学校を設置する権利は保障される。詳細は州法によって規定される。」⁴⁶⁾ 1月18日の中央委員会での議論で、ホイスは国家の学校監督権が契機となって、「国家が教育独占 (Bildungsmonopol) そのものを主張することができる」ようになる「不安」を回避する必要性を主張した。その上で、ホイスは、自らの動議に関して、国家や自治体と並んで自由なグループや親の決意によって、何か特別な教育的特性を持つ私立学校を設置することが考慮される必要があるとして、次のように注目すべき発言を行っている。

「どこかの州で学校の国家独占が表明されるかもしれない、という不安を防ぐために、私は私立学校を設置する権利は保障される、という文章を追加規定することを提案したのである。」⁴⁷⁾

ホイスに続いて発言した社会民主党のベルグシュトラーサー議員は、私立学校の設置の権利を保障することが、富裕者による特権的な私立学校(身分学校)を生み出す懸念があること、またこうした特権的な私立学校がナチズムを支持してとも主張して、ホイスの動議の撤回を要求した⁴⁸⁾。この指摘に対しては、ホイスからは、ヴェルテンベルク・バーデン州の文部大臣として私立学校の設置認可を行った経験に触れ、特権的な身分学校が設置される危険性は州法によって十分に予防できる、との指摘があった⁴⁹⁾。さらに、キリスト教民主同盟のシュトラウス議員からは、ナチズムへの抵抗としては、学校領域では私立学校から以外にはなかったと指摘し、そうした事例としてヘル

マン・リーツ学校およびザレム城校といった田園教育舎とともにヴァルドルフ学校 (Rudolf-Steiner-Schule) を挙げ、これらの私立学校における「自由とヒューマニズムの精神は第二次世界大戦を通して堅持されていた。」と発言して、ホイスの動議に賛同した⁵⁰⁾。以上のような議論を経て、「私立学校を設置する権利」を追加規定することを求めたホイスの動議は、第43回中央委員会(1949年1月8日)において、賛成多数により採択された(CDU/CSU等の賛成、SPDとKPDは反対)。その後、政党間の意見対立の調整を目的に臨時に設置された「五人委員会」(Fünferausschuss)の手で、ホイスの動議による「私立学校を設置する権利」の規定に、ワイマール憲法第147条の私立学校条項を追加した条文構成へと補正され、この補正案が第47回中央委員会(1949年2月8日)でそのまま採択され、最終的な基本法第7条4項、5項、6項として成文化された⁵¹⁾。

こうした基本法第7条4項が成文化された経緯とそこでの議論を見てくれば、ドイツの憲法史上、また私立学校法制の歴史的展開にとっても画期的となる「私立学校を設置する権利」の成文化にあたっては、テオドア・ホイスが決定的な役割を果たしたことが明瞭となる。ホイスは、教育制度を整備する国家の責任と役割は十分に認識しつつも、国家による「教育独占」や教育の「国家独占」を明確に否定する立場から「私立学校を設置する権利」の規定が必要であること、つまり国家による「学校独占」の否定と同義のものとして、「私立学校を設置する権利」を位置づけていた。加えて、ホイスは、私立学校の「実験的性格」が、公立学校の「硬直化」という危険性を防止し、そのことは一国の教育制度全体にとっても「良いことである」として、「実験的性格」を有することに私立学校の公共的な価値を見定める立場を表明していた。

こうした私立学校の公共的機能というホイスの議会評議会における主張は、上述した自由ヴァルドルフ学校連盟代表のシュヴェブシュが1948年に『教育芸術』誌上で表明した考え方と同一線上に

あるものであった。さらに、上述との関連で特筆すべきことは、ホイス自身も議会評議会での審議過程で何度も言及したように、彼がヴェルテンベルク・バーデン州の文部大臣として、ナチズム崩壊後の最も早い時期にヴァルドルフ学校の設置認可を与え（ヴェルテンベルク・ホーエンツォレルン州のテュービンゲン校の設置認可も含め）、私立学校のために尽力していたという歴史的事実が持つ重みである。つまり、議会評議会での重大局面におけるホイスの私立学校に関連した発言内容は、ヴァルドルフ学校の関係者からその教育方法や特質について熱心な説明と要請を受けた上で設置認可を与え、かつヴァルドルフ学校において「興味深い実験」が行われる経過も身近に見聞していたという、文部大臣としてのホイス自身の実体験に裏打ちされたものだったのである。その意味では、1919年に創設され、ナチズム政権下での弾圧と閉鎖を経て、ドイツの敗戦直後に再建されていったドイツ各地（特にシュツットガルトを中心とする南西ドイツ地区）のヴァルドルフ学校の教育運動が、基本法における「私立学校を設置する権利」という画期的規定の成文化に、少なくとも間接的には作用していたことになる。

おわりに

以上の検討から明確にできた重要な知見を摘記すれば、以下の3点にまとめることができるだろう。まず第一に、ナチズム体制により全て閉鎖されていたヴァルドルフ学校は、ドイツ敗戦と同時に元教師や人智学協会関係者の精力的な活動によって、ドイツ各地で再建されていった。1946年に結成された「自由ヴァルドルフ学校連盟」の代表E. シュヴェブシュは、同連盟の機関雑誌「芸術教育」が再発行されると、ヴァルドルフ学校を含む私立学校の必要性和私立学校の独自性を発揮するための「生活空間」の制度的保障の重要性を主張した。シュヴェブシュの主張は、「私立学校を設置する権利」の規定を含む基本法が制定される1年以上前の時点で早くも、「私立学校を設置する権利」とそれを基盤とする「私立学校の自由」

の理念を先行的に表明したものであった。

第二に、基本法の制定論議に関与した人物たち、いわゆる「憲法の父たち」(Verfassungsväter)の中でもひととき重要な役割を担った人物であるテオドア・ホイスとカルロ・シュミットの二人は、ドイツ敗戦直後の南西ドイツ地区において、文部大臣としてヴァルドルフ学校の再建のために必要な設置認可を行った経歴を有していた。そして、最も重要な知見となるが、第三に、基本法第7条の成文化の過程で決定的役割を果たしたのはホイスであり、議会評議会での重大局面におけるホイスによる私立学校に関連した発言内容と「私立学校の設置する権利」に関する動議提出は、ヴァルドルフ学校の設置認可を与え、かつヴァルドルフ学校において「興味深い実験」が行われる経過まで見聞していた文部大臣としての自らの実体験に裏打ちされたものであった。本稿で明らかにできたことを一言するならば、ドイツにおける「私立学校の自由」とその法的保障の憲法上の根拠となっているものが「私立学校を設置する権利」であるが、この基本権の成立にはヴァルドルフ学校運動が間接的ながら介在していたということである。

もっとも、基本権としての「私立学校を設置する権利」はドイツの私立学校にとっての〈マグナ・カルタ〉⁵²⁾とも言われるほど画期的な憲法規定ではあったが、それだけでは「未開の大地」(W. ゲッテ)⁵³⁾すぎないものだった。この基本権を血肉化して「私立学校の自由」とその法的保障を現実のものとするために、ヴァルドルフ学校をはじめとする私立学校は、継続的に「障地を新たに築いて行かなければならなかった。」⁵⁴⁾ハンス・ヘッケルが『私立学校法』(1955年)の中で、私立学校の公費助成請求権が認められなければ、基本法で規定された私立学校の制度的保障は「空虚な宣言」にすぎなくなる⁵⁵⁾、と喝破したことは、こうした状況を端的に示していた。基本法制定以後の私立学校法制の「肥沃化」⁵⁶⁾の過程を、私立学校の権利獲得運動（特にヴァルドルフ学校運動）の側面から解明する作業が次の研究課題となる。

注

- 1) ドイツ南西部に位置するバーデン・ヴュルテンベルク州で1956年に制定された私立学校法では、次のように規定されている。「私立学校は、ドイツ連邦共和国憲法およびバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の規定に従いながら、代替学校ないし補完学校として、教育と教授の特別の内容と形態によって、公的学校制度を豊かにする (bereichern) とともに、促進する (fördern) という課題に貢献する。」(第2条)。「学校の内的・外的形態、教育方法ならびに教材の点での逸脱 (Abweichungen) は、その学校が当該公立学校と価値的に同等なものとして評価される限り、認可の妨げにはならない。」(第5条2項)。Gesetzblatt für Baden-Württemberg, Jahrgang 1956, S.28.
- 2) BVerfGE 27, S.200-201.
- 3) Leist, Manfred: *Entwicklungen einer Schulgemeinschaft Die Waldorfschulen in Deutschland*, Verlag Freies Geistesleben 1998, S.44.
- 4) Heckel, Hans: *Privatschulrecht*, Carl Heymanns Verlag 1955.
- 5) 我が国のみならずドイツにおいても、私立学校法制に関する研究は、教育法学及び憲法学からの法学・法制度論からの分析が大勢を占め、本稿のように私立学校運動の歴史的展開の側面から分析することはほぼ皆無となっている。主な先行研究を挙げれば次の通りである。結城忠『憲法と私立学校 私学の自由と私学助成』(協同出版、2014年)、横田守弘「ドイツにおける私学助成と『私立学校の自由』(1)～(4)」、『西南学院大学法学論集』第28巻4号(1996年)～第33巻4号(2001年)、赤川理「私立学校を設立する権利に関する一考察—ドイツにおける議論を中心に—」、『法学会雑誌』第49巻1号(2008年)、井上典之「私立学校の自由と国家の保護・助成義務」、『自治研究』第72巻10号(1996年)。Heckel, Hans: *Privatschulrecht*, 1955, Müller, Friedlich: *Das Recht der Freien Schule nach dem Grundgesetz*, 1982, Hufen, Friedheim / Vogel, Johann (Hrsg.): *Keine Zukunftsperspektiven für freier Trägerschaft? -Rechtsprechung und Realität im Schutzbereich eines bedrohten Grundrechts*, Duncker & Humbolt 2006, Müller, Friedlich / Heur, Bernd Jeand': *Zukunftsperspektiven der Freien Schule*, Duncker & Humbolt 1996.
- 6) こうした研究視点からこれまでに著した拙稿として、次も参照願いたい。「1950年代南西ドイツにおける私立学校法の制定経緯とその教育史的意義」、日本教育学会『教育学研究』第66巻2号(1999年)、「ヴァルドルフ教員養成の公的地位獲得と教員養成の国家独占の否定」、日本教育学会『教育学研究』第80巻1号(2013年)、「ナチズム体制下におけるヴァルドルフ学校の基礎的研究」、『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第16号(2017年)。
- 7) 以下の記述は特に断らない限り、主として次の文献を参照にした。Benz, Wolfgang (Hrsg.): *Deutschland unter alliierter Besatzung 1945-1945/55*, Akademie Verlag 1999, S.21-93.
- 8) Rösslein, Thomas: *Quellen zur Entstehung der Verfassung von Württemberg-Hohenzollern*, Erster Teil, 2006, S. S.XIV. この「偶然できた州」という言葉は、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州の初代政務局長(事実上の州首相)のカルト・シュミットが使用したものである。Raberg, Frank (Hrsg.): *Die Protokolle der Regierung von Württemberg-Hohenzollern, Erster Band: Das Erste und Zweite Staatssekretariat Schmid 1945-1947*, S.IX.
- 9) Benz, Wolfgang (Hrsg.), a.a.O., S.61.
- 10) Raberg, Frank (Hrsg.), a.a.O., S.XIVf. 1945年6月19日付のフランス軍政府の通信によれば、6月13日にシュツットガルトに設置された行政機構の管轄範囲は「ヴュルテンベルク州全域に及ぶ」とされていた。Ibid., S.XVI.
- 11) この6月13日にフラン軍政府により設置された行政機構の体制は、その一か月の7月8日にフランス軍からアメリカ軍への「権力交代」があっても、事実上存続していた。実際、教育部

- 長のシュミットは7月14日付で学校教員充ての指示 (Anweisung) を出しており、その中でシュミットは、これからの学校教育では、西洋古典とキリスト教への特段の配慮が必要であること、教師には口先だけの民主主義の表明だけでは済まず、ナチズムをもたらした道徳的に誤った教義を指摘できることが必要であること、こうした指示に従えない教員は学校を去るべきである、と指摘していた。Weber, Petra: *Carlo Schmid 1896-1979 Eine Biographie*, Suhrkamp 1998, S.209.
- 12) この時、ヴュルテンベルク南部とホーエンツォレルン地区の事実上のフランス軍政府の責任者を7月から9月まで務めたニール大佐は、シュツットガルトの行政部長はヴュルテンベルクの南部地区に自らの代理者を派遣委員として出すことで、南北の一体的運用を図るべきとの考え方を提唱した人物だった。シュツットガルトからフランス軍が撤退する前から始まっていたこの話し合いのために、ニール大佐が最初に気持ちを打ち明けたのは、実にカルロ・シュミットだった。7月8日になって、ニール大佐は、ヴュルテンベルク地区のアメリカ軍政府の代表ドーソン大佐に、派遣委員制度について提案し、この制度が両軍政府により承認され具体化されていった。その結果、8月になると、テュービンゲンにあるフランス軍政府は「ヴュルテンベルク州行政機構のテュービンゲン派遣委員」(Delegation Tübingen der Landesverwaltung Württemberg) の制度に同意した。ちなみに、カルロ・シュミット教育部長の派遣委員はヘルマン・ビンダー (Hermann Binder、8月から10月まで) だった。Raberg, Frank (Hrsg.), a.a.O., S.XVIIff.
- 13) ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州の「州政務局」(Staatssekretariat) という名称は、シュツットガルトにおける「真の」ヴュルテンベルク州政府に対して行政的に劣位にあることを強調し、またこの行政機構の暫定性を暗示する目的から、意識的に政府や内閣という名称が回避されたのだった。Raberg, Frank (Hrsg.), a.a.O., S.XXXf. なお、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州の実質的な首相に任命されたカルロ・シュミットは、同時にヴュルテンベルク・バーデン州の「政府顧問」(Staatsrat im Staatsministerium) としての役職にも就任し、同州の閣議に出席する権限を付与されていた。Weber, Petra, a.a.O., S.213-218.
- 14) https://www.familysearch.org/wiki/en/Baden-Württemberg,_Germany_Genealogy
- 15) <https://de.wikipedia.org/wiki/Württemberg-Baden>
- 16) 詳細は拙稿を参照のこと。拙稿「ナチズム体制下におけるヴァルドルフ学校の基礎的研究」、岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要、第16号 (2017年)。
- 17) Werner, Uwe: *Anthroposophen in der Zeit des Nationalsozialismus(1933-1945)*, Oldenbourg Verlag München 1999, S.225-226.
- 18) Werner, M., a.a.O., S.314-320. この時期に逮捕・拘禁されたヴァルドルフ学校の教師として、1937年8月に自主閉鎖したベルリン校のエルンスト・ヴァイセルト (Ernst Weissert, 1905-1981年。1953年から自由ヴァルドルフ学校連盟の会長) とエーリヒ・ヴァイスマン (Erich Weismann, 1946年に新設されたロイトリンゲンのヴァルドルフ学校の中心的教師)、1941年7月に強制閉鎖されたドレスデン校のエリザベート・クライン (Elisabeth Klein, 1901-1983) などがいる。オイリュトミストのElse KlinkとMartha Morellnoの2人はゲシュタポに連行されたものの、逮捕は免れた。しかし、シュツットガルトのオイリュトミーホールは1941年末にゲシュタポにより閉鎖処分された。Ebenda., S.314.
- 19) Leber, Stefan, *Die Waldorfschulen in der Bildungslandschaft der Bundesrepublik. 1945-1989*, In: *Erziehungskunst*, 1989, Heft 8/9, S.684.
- 20) 1945年10月に新設・授業を開始したマルブルク校 (Freie Waldorfschule Marburg) は、ルドルフ・シュタイナーの人智学思想およびヴァルドルフ教育に関係していた3人の尽力により設

置認可された。その3人とは、マールブルクを拠点に活躍していたキリスト者共同体の聖職者ロベルト・ゲッベル (Robert Goebel)、ヴァルドルフ教育に傾倒していた教師で、社会民主党員を理由にナチ当局により教職を罷免されていたハンス・シュヴェーデス (Hans Schwedes)、そして人智学協会の会員でありまたマールブルクのキリスト者共同体の設立者の一人であるリサ・デ・ボーア (Lisa de Boor) である。この3人は、アメリカ軍が1945年3月28日にマールブルクを制圧した翌日には、ヴァルドルフ学校の設置に向けた活動を開始した。この3人の主たる交渉相手となったアメリカ軍政府の教育・文化領域の責任者はベトレー大尉 (Captain Betley) であった。ベトレー大尉は、ヴァルドルフ学校の設立という文化的イニシアティブを受け入れ、「温かい人間的共感」を示してくれたという。この3人とも、程度の差こそあれ「それぞれの立場でヒトラー体制への抵抗を行った」という歴史的背景が、アメリカ軍政府の将校に好感を持たれる要因だったと考えられる。アメリカ軍政府からは、10月に授業を再開できる学校は、「ヒトラー政治体制によって強制的に閉鎖させられた学校」のみとされていた。Herta Schlegtendal, *Zur Vorgeschichte der Marburger Waldorfschule*, In: *Mitteilungen der Freien Waldorfschule Marburg*, Nr.60 (1979), Wolfgang Schuchhardt, *Lisa de Boor und die Freie Waldorfschule Marburg*, In: *Mitteilungen der Freien Waldorfschule Marburg*, Nr.40 (1964). なお、マールブルク校の設置に伴って教師として勤務した一人、シューハルト (Wolfgang Schuchhardt, 1903-1993) は、反ナチ抵抗の教育者として知られるアドルフ・ライヒヴァインとはマールブルク大学時代から親交を結んでいた人物である。シューハルトは1930年から1933年までハノーファー校で教師として勤務し、1935年から43年までは、ライヒヴァインの最後の勤務先となったドイツ民俗学博物館 (ベルリン) の研究員を務めていた。アームルンク (對馬達雄・佐

藤史浩訳)『反ナチ・抵抗の教育者 - ライヒヴァイン 1898-1944 -』(昭和堂、1996年)も参照のこと。

- 21) Esterl, Dietrich: *Die erste Waldorfschule Stuttgart-Uhlandshöhe, 1919-2004 Daten·Dokumente·Bilder*, edition waldorf, Stuttgart 2006, S.162.
- 22) Bericht über die auf Grundlage der Pädagogik Rudolf Steiners arbeitenden Schulen, In: *Erziehungskunst*, 1948, Heft 1, S.58f.
- 23) Esterl, Dietrich, a.a.O., S.169.
- 24) Götte, M.Wenzel: *Erfahrungen mit Schulautonomie Das Beispiel der Freien Waldorfschulen*, Verlag Geistesleben 2006, S.603.
- 25) テュービンゲン校の設置経緯およびヒルデガルト・ゲルベルトの経歴に関しては、次の資料を参照した。Tübinger Waldorfschule (Hrsg.): *50 Jahre Tübinger Freie Waldorfschule 1945-1995*, 1995.
- 26) Gerbert, Hildegard, *Aus dem Werden der Tübinger Freien Waldorfschule*. この手記は未発表のものと考えられ、執筆時期を特定できる記載は確認できない。この手記は2018年10月29日にテュービンゲン校の訪問調査の際に、同校の「校長」としての職務も担っているオイリュトミー教師である Bettina Zaghi 氏より、同校保管文書からの複写物として提供を受けた。記して謝意を表したい。
- 27) テュービンゲン校保管文書の複写物 (2018年10月29日訪問調査の際に、Bettina Zaghi 氏より提供を受ける)。
- 28) テュービンゲン校保管文書の複写物 (2018年10月29日訪問調査の際に、Bettina Zaghi 氏より提供を受ける)。
- 29) Schvebsch, Erich: *Erziehungsreform und Waldorfschule*, In: *Erziehungskunst*, 1948, Heft 1, S.23-37.
- 30) Schvebsch, Erich: *Erziehungsreform und FreieSchule*, In: *Erziehungskunst*, 1948, Heft 3, S.141-150.
- 31) Schvebsch, Erich, *Erziehungsreform und*

- Waldorschule, S.24-29.
- 32) Schvebsch, Erich, *Erziehungsreform und FreieSchule*, S.145.
- 33) *ibid.*, S.142.
- 34) 基本法の代表的コンメンタールを著したマンガルトによれば、次のように解説されている。「この規定（引用者補足：基本法第7条4項の私立学校を設置する権利）は、直接的に現行の権利（法）である。この規定から導かれる請求権は行政裁判所への提訴の形で追及されることができる。しかし、保証される権利はもっぱら制限されてのみ認められる。」Mangoldt, Herman von: *Das Bonner Grundgeetz*, Verlag Franz Vahlen 1953, S.77.
- 35) 基本法の制定過程については、特に断らない限り次を参照した。Doemming, Klaus-Berto / Füsslein, Rudolf Werner / Matz, Werner, *Entstehungsgeschichte der Artikel des Grundgesetzes*, In: *Jahrbuch des öffentlichen Recht der Gegenwart*, Neue Folge/Bd. 1, 1951, Feldkamp, Michael F.: *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Die Entstehung des Grundgesetzes*, Vandenhoeck & Ruprecht 2008.
- 36) *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Akten und Protokolle*, Band 5/II Ausschuss für Grundsatzfragen, Harald Boldt Verlag 1993, S.634-635.
- 37) 基本法第6条は次の通りである。
第6条
(1) 婚姻および家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。
(2) 子どもの育成と教育は、両親の自然の権利であり、かつ何よりも両親に課せられている義務である。その実行に対して、国家共同体がこれを監視する。
(3) 子どもは、教育権者に故障がある場合、または子どもがその他の理由で放任されるおそれがある場合に、法律の根拠に基づいてのみ、教育権者の意思に反して家族から引き離すことを許される。
(4) 嫡出でない子に対しては、立法により、その肉体的および精神的成長につき、および社会におけるその地位につき、嫡出子に対する同一の条件が作られなければならない。
- 38) 但し、社会民主党および自由民主党の議員たちにも、キリスト教とその教会をナチズム後のドイツ再建の「宗教的・道徳的基盤」と位置づける基本的認識があった。このことに関しては、次を参照願いたい。拙稿「州憲法・基本法にみるキリスト教の復権と『過去の克復』」、對馬達雄編著『ドイツ 過去の克復と人間形成』（昭和堂、2011年）所収。
- 39) *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Akten und Protokolle*, Band 5/II, S.936.
- 40) *Parlamentarischer Rat, Bonn 1948/49 Schriftlicher Bericht zum Entwurf des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland*, S.558.
- 41) *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Akten und Protokolle*, Band 5/II, S.811.
- 42) *ibid.*, S.817.
- 43) *Parlamentarischer Rat, Bonn 1948/49 Schriftlicher Bericht zum Entwurf des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland*, S.247.
- 44) *ibid.*, S.249.
- 45) *ibid.*, S.263.
- 46) *ibid.*, S.567, Doemming, Klaus-Berto/Füsslein, Rudolf Werner/Matz, Werner, a.a.O., S.112. 議会評議会での私立学校条項の審議過程を分析したレンパー (Lemper, Lothar Theodor) は、ホイスが私立学校を設置する権利を規定すべきであると主張したのは、第21回中央委員会（1948年12月7日）と指摘しているが、事実誤認に基づく明白な誤りであり、またこのレンパーの研究を根拠とした文献も訂正が必要となる。Lemper, Lothar Theodor: *Privatschulfreiheit Eine Untersuchung zur Genese, Praxis und Chance eines Grundrechtes*, Köln 1984, S.35. 結城 忠『憲法と私学教育 私学の自由と私学助成』（協同出版、2014年）、252頁。
- 47) *Parlamentarischer Rat, Bonn 1948/49*, a.a.O., S.558. なお、ホイスはこの発言に続けて、第21

回中央委員会（12月7日）にゼーボーム議員が提出した、私立学校に対する公費助成を求める動議に言及し、公費助成を行うことは私立学校の「自発性という活動の性格」を奪ってしまうものであり、またドイツの子どもたちの教育制度に配慮するとの国家の義務を損なうことにもなるとの理由から、反対の発言を行っている。

48) *ibid.*, S.558.

49) *ibid.*, S.564.

50) *ibid.*, S.565. シュトラウス議員は、続けて次のように述べて、私立学校の重要な役割を指摘した。「1900年頃以降、学校制度全体を豊かにする現実的刺激（*eine wirkliche Befruchtung auf das gesamte Schullewesen*）が私立学校制度から生じてきた。後に公立学校において具体化された学校改革の多くは、私立学校と私立学校の創始者たちによって生み出されたものである。…私立学校は学校制度の領域において将来的にもパイオニアとして機能することができるだろう。」
ibid.

51) 基本法第7条は以下の通りである。併せてワイマール憲法の条項との関係も付す。

（1）全学校制度は国家の監督に服する。

（ワイマール憲法144-1と同文）

（2）教育権者は、子どもを宗教教授に参加させることについて決定する権利を有する。

（ワイマール憲法149-2とほぼ同文）

（3）宗教教授は、公立学校においては、宗教に関係のない学校を除いて、正規の教科目である。宗教教授は、国家の監督権を妨げることなく、宗教団体の教義に従って行われる。いかなる教師もその意に反して宗教教授を行う義務を負わされてはならない。

（ワイマール憲法149-1、149-2とほぼ同文）

（4）私立学校を設置する権利は保障される。公立学校の代替としての私立学校は、国家の認可を必要とし、州の法律に従う。認可は、私立学校がその教育目的及び設備ならびに教師の学問的専門教育が公立学校に劣らず、かつ両親の資産状態に応じて生徒の

差別待遇がなされない場合に、与えられなければならない。認可は、教師の経済的及び法的地位が十分に確保されない場合には、拒否されなければならない。（第1文は新規。第2文と第3文はワイマール憲法147-1と同文）

（5）私立の国民学校は、教育行政当局が特別の教育的利益を認める場合にのみ、または教育権者の申し立てにより国民学校が共同体学校、宗派学校もしくは世界観学校として設立されるべき場合で、かつ市町村内にこの種の公立国民学校が存在しない場合のみ、許されなければならない。

（ワイマール憲法147-2とほぼ同文）

52) Leist, Manfred, a.a.O., S.44.

53) Götte, Wenzel M., a.a.O., S.587.

54) *ibid.*

55) Heckel, Hans, a.a.O., S.256.

56) 「肥沃化」という言葉は、ドイツの法学者であるヤッハが、私立学校は「教育制度の肥沃化」（*Bereicherung des Bildungswesens*）という公共的機能を果たしている、と指摘していることから使用したものである。Jach, Frank-Rüdiger: *Abschied von der verwalteten Schule*, Luchterhand 2002, S.91-92.

〈付記〉本稿は科学研究費補助金（基盤研究C、課題番号：18K02355）による研究成果の一部である。